

県立都市公園条例の一部を改正する条例（平成 17 年岩手県条例第 95 号）附則第 2 項の規定により、岩手県営運動公園の利用料金を次のとおり承認した。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 表 1 に掲げる額（附属の設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表 2 に掲げる額を加算した額）
- 2 県立都市公園条例の一部を改正する条例による改正後の県立都市公園条例（昭和 41 年岩手県条例第 15 号。以下「改正後の条例」という。）第 21 条第 2 項において準用する改正後の条例第 3 条第 1 項各号に掲げる行為の許可を受けた場合にあっては、表 3 に掲げる額

表 1 施設の利用料金

公園施設名	使用の区分		単 位	利用料金		
				一 般	学生及び生徒	
陸上競技場	貸切使用の場合	入場料、会費又はこれらに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合	1 日までごとに		円 54,350	円 18,370
			半日までごとに	午前	19,340	6,630
		午後		35,000	11,740	
		入場料等を徴収しない場合	1 日までごとに		18,370	9,240
	半日までごとに		午前	6,630	3,360	
		個人使用の場合	1 人 1 時間までごとに	普通使用（1 回につき）	100	50
	回数使用（11 回につき）			1,000	500	
	補助競技場	貸切使用の場合		1 時間までごとに		450
野球場	貸切使用の場合		1 時間までごとに	普通使用（1 回につき）	590	300
				回数使用（11 回につき）	5,900	3,000
ラグビーフットボール場、サッカー場	入場料等を徴収する場合		1 日までごとに		9,910	4,020
	入場料等を徴収しない場合	1 時間までごとに 1 面ごとに	普通使用（1 回につき）	470	240	
			回数使用（11 回につき）	4,700	2,400	
		1 時間までごとに 半面ごとに	普通使用（1 回につき）	240	120	
回数使用（11 回につき）			2,400	1,200		
テニスコート	入場料等を徴収する場合		1 日までごとに 1 面ごとに		7,000	3,700
	入場料等を徴収しない場合	1 時間までごとに 1 面ごとに	普通使用（1 回につき）	600	300	
			回数使用（11 回につき）	6,000	3,000	
登はん競技場			1 時間までごとに 1 面ごとに	普通使用（1 回につき）	200	100
				回数使用（11 回につき）	2,000	1,000

表 2 附属の施設又は設備の利用料金

区 分		単 位	利用料金
拡声機	陸上競技場	半日までごとに	4,670 円
	補助競技場、ラグビーフットボール場、サッカー場及びテニスコート	半日までごとに	920 円

審判用具	1式につき	1,690円	
陸上競技用具	鋼製巻尺 (20メートル)	1日までごとに1個ごとに	40円
	鋼製巻尺 (50メートル)	1日までごとに1個ごとに	70円
	鋼製巻尺 (100メートル)	1日までごとに1個ごとに	100円
	走高跳び用高度計	1日までごとに1本ごとに	80円
	棒高跳び用高度計	1日までごとに1本ごとに	170円
	ストップウォッチ (100分の1)	1日までごとに1個ごとに	40円
	ストップウォッチ (5分の1)	1日までごとに1個ごとに	30円
	ストップウォッチ (ラップ用)	1日までごとに1個ごとに	60円
	マラソン用親時計	1日までごとに1個ごとに	340円
	手旗 (赤及び白)	1日までごとに1組ごとに	20円
	バトン	1日までごとに1本ごとに	20円
	ポール	1日までごとに1本ごとに	90円
	抽せん器	1日までごとに1組ごとに	30円
	地 (砂) ならし器	1日までごとに1個ごとに	60円
	ライン引器	1日までごとに1個ごとに	40円
	やり (男子用)	1日までごとに1本ごとに	50円
	やり (女子用)	1日までごとに1本ごとに	50円
	円盤 (男子用)	1日までごとに1個ごとに	40円
	円盤 (ジュニア用)	1日までごとに1個ごとに	40円
	円盤 (女子用)	1日までごとに1個ごとに	40円
	砲丸 (7,257グラム)	1日までごとに1個ごとに	40円
	砲丸 (5,443グラム)	1日までごとに1個ごとに	40円
	砲丸 (4,000グラム)	1日までごとに1個ごとに	40円
	砲丸 (2,721グラム)	1日までごとに1個ごとに	40円
	ハンマー (7,257グラム)	1日までごとに1個ごとに	50円
	ハンマー (5,443グラム)	1日までごとに1個ごとに	50円
	投てき距離標識	1日までごとに1組ごとに	300円
	表彰台	1日までごとに1式ごとに	110円
	ハードル運搬車	1日までごとに1台ごとに	220円
	コースナンバー標識	1日までごとに1個ごとに	40円
	走幅跳び及び三段跳び距離表示器	1日までごとに1組ごとに	140円
フィールド試技順序表示器	1日までごとに1組ごとに	160円	
電光式表示器	1時間までごとに1台ごとに	340円	
風速計	1日までごとに1台ごとに	70円	
スターテングブロック	1日までごとに1台ごとに	50円	
角度表示器	1日までごとに1個ごとに	30円	
距離測定器	1日までごとに1個ごとに	330円	
投てき用角度表示器	1日までごとに1個ごとに	30円	

ハードル	1日までごとに1個ごとに	50円
バー（跳躍用）	1日までごとに1本ごとに	40円
棒高跳び用マット	1日までごとに1式ごとに	340円
走高跳び用マット	1日までごとに1式ごとに	170円
走高跳び用支柱及びバー止め	1日までごとに1式ごとに	100円
棒高跳び用支柱及びバー止め	1日までごとに1式ごとに	290円
3,000メートル障害器	1日までごとに1式ごとに	110円
踏切板標識	1日までごとに1個ごとに	30円
マラソン距離標識	1日までごとに1式ごとに	170円
ビデオカメラ装置	1日までごとに1式ごとに	340円
トラック競技速報表示器	1日までごとに1式ごとに	340円
フィールド成績表示器	1日までごとに1式ごとに	340円
投てき光波距離計	1日までごとに1式ごとに	340円
ファールセーブ表示板	1日までごとに1式ごとに	20円
ベストエイト表示板	1日までごとに1式ごとに	30円
陸上競技用具の利用料金の合計額が11,190円を超える場合		11,190円
テント	1日までごとに1張につき	280円
ロッカー	1回につき	100円
全自動電気計時装置	1日までごとに1式につき	2,170円
温水シャワー	1回につき	100円
会議室	1時間までごとに	180円
電気料	実費を基準として知事が定める額	

表3 改正後の条例第21条第2項において準用する改正後の条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合の利用料金

区分	単位		利用料金
行商、募金その他これらに類する行為	有料公園施設内における場合	1人1日までごとに	1,110円
	有料公園施設外における場合	1人1日までごとに	370円
業として行う写真の撮影	1日までごとに1台ごとに		110円
興行	1日までごとに		7,400円
展示会、博覧会その他これらに類する催しの開催	1日までごとに		3,700円